

崇禎亂世紀卷之二

平定
安南
之役

藥師堂

砂城館

山館

山谷堤

附
河於登閑

三泉神

駒白山八幡宮

鹿尾山

朝白山波

地藏堂

喜沃村

喜津村

下馬川村

梁

飛沃拉現

貌高寺鍛

八幡宮

協海神

新田目館

附
留守所梵照寺

大月社

政所

斷國館

同三十六人

K290

出羽國風土畧記卷之二

一飽海郡

出羽國風土畧記卷之二

一飽海郡

田川郡のゆより東以ハ山より西ハ海ニ
有に大河有り有郡の境有り延喜式三代
兵源亦に齒郡の事多くあり元慶二年夏

四月十七日丙寅出羽國附慎警固太二月

出羽國飽海郡諸神社色兩石鎌陰陽寮

云宣警兵賊由是預戒不虞云仁和八

年七月一日飽海郡海濱兩石似鎌皆向

南陰陽寮占曰彼國之憂應在兵賊疾疫

えく、歎墨先生学範作文あるを海山記曰け
地ありハ蒼溟山上亦有海郡ナミツ名飽海專此
謂也えく、下ト畧シテ山上の海とハ多海山上あるの
海といつて湖の事ぢり是を以て飽海郡乃
豊福タツルと申る、鑿鑿說ツツツツといひへきの海の事
吹浦の古記す、北嶺の池とあり、山上の福
地よりて名前を傳す、筆説ヒツツクの者、後
下の名跡を惜肉カツモな人が何を飽心
のあんや、名前を以て考れを、南郡、海
國より吹浦まで今の方程ミナミ一里六寸六里、り写皆

砂地よりておりに飽りぬ人が、况風の
烈ハリ一き附ハシ、沙を吹立海シマ下シタ漲ヨコ。彼
天空よゑるに能川ハシガワこそ風ハリとも管
をりうきて川の止ハシを待マサニといつて面ハタケまの内
うちすりと山羊ヤギのいづり、はげ波ハゲハ波ハ濤ハ
喧ハラハラして津ハシむらゆの中途ハタハタを飽りと
りう年ハシ有ハシ船ハシかく、はげ地ハシを立ハシるの船ハシ
一木ハシにうりて飽海ハシの名ハシハ生ハシ一木ハシや、那ハシ
海ハシ佐ハシ平ハシ平ハシ國ハシとて二ハシナあり、郡中ハシの大邑ハシ
は國ハシといふ一方民ハシ生ハシ用ハシをまたに取ハシ難ハシいと餘ハシ

あり、

一酒田城

東禪寺の塔ともひづえをうぶ海船とよりよ
由来あよ記を但古をあハ大河の町にありオ
一毛よ記一竹れを贈之社古出羽多目的
城あり。美津記セニ毛糸度ゆるの波アテ
平野駿をあと一する祠。相原のやうに戎
ヨウツハ出羽は二年二年の間ヨアリ
奴半ハよもわモ一酒田の溪ハげ少人の文
酒田ハ弟体の城あり。是今あくアリヘテ

とのとそたとークリれた様乃リコ物たのみ
私貨借とて、ハ元ノモ波をまークリれとて波
さをとて、汝弟体とリテ、或家の代と
ちうて酒田の様よあれ一人よ又ハ主人
モヤ而見モ、後ち手記二十九年奥州の安
政象あたよ努を集め將軍義政公へ力と付
きり、一とて國の主人をうながす。政象
の軍勢に宣利仙福ノ沢から益田・中堂・仁
志保・赤城・大燒キ・酒田・鮫延・清水・白毛・山毛

長瀬延次左近工山材山氏家、官指す精白
岩以下の玄地集りて至る御前合二万餘石に
あークハ松てけ勢を年元おれよ佐支那
ミーして山陸石を工落さんとちりりと云々^ト
以上二十二石而當事の武士よりほんとは
胡家より立命れ一人をり。天正蔓毛の役
三毛上家と上枝家と合戦も多事度あり。
当塙城後へ得る附、城後より協代を
至、至上家へ得る附、至上家より協代
を云々。

一協代

業あるに天正十二丙午より十七年酉まで
上枝家より其糟傳後守を協代とす。翌十
八年川村吉庵志因被犯文之洞源記尾浦
協代の弟下に子以城後より其糟傳後守
才誠松年筋敗を司り文氏善傳一、侍
ひ石姓を極育一、傳を玉傍子湯毛と云々^ト
庄内記おに尾浦協代の半母ノモも伝云曰
今治國城中にあるの郡奥見のうち其糟

佐藤守但とりと付れありとを抱へ當攝代
ちり半紙す一とりよへ

詔書あ太平記は其糟佐藤守清長とあり
一協代

川村志庵姓の名志田修理は侍二三十歳お
漏工秋家よりあ之元因初行よを檢定
くも後アフタ度カタも六年五月上アフタ知府守及
三男清水大庵太由シテ脚シテ足シテ甲斐守を大シテねと
て志村伊豆ト下アフタ志シテ小シテよみシテもシテお酒シテ
一御園へ入アヒ入アヒおシテふシテあシテ人シテ酒シテあシテけシテ飯シテ上アフタ志シテ

酒シテトシテ人シテ小シテ金シテ佛シテ送シテ光シテさる
は附シテの金シテ藏シテをシテ人シテ志シテ園シテ波シテうシテ翁シテとシテ天正
十三年シテの秋シテより是シテも又シテ年シテの秋シテと十六年
の冬シテ御園二郎シテ京勝シテ之シテ志シテ園シテ民シテの子孫シテ在シテ
は志村より事シテ一シテ事シテハ被シテノシテの下シテに
記シテ

一協代

志村伊豆半安シテも長六年川村志田清東シテ
後アフタ上アフタ承シテよりあ之川山シテ二方石シテを完シテ
りり立上アフタ也シテ官室シテを修シテされシテ附シテ一万石シテ

り。伝曰志村伊豆守、少羽守義光の老臣
ぢり賤の弟ハ力不足と爲せ長十六年辛亥、
月七日御去移渡川原より源宗よ葬り戒名
青岳院及ち至州大守天室良清大居士。

一協代

志村九郎三番光惟光安の子也長十六年の冬
光安の家督を下され協代とす。翌ナニ七年
鳴庫アシカニ木建立同九年六月鶴日大梵
寺協代羽翼因幡守に招られ大梵寺も協モ
刻一票乞神とひ士二丸へ少延光惟を討

平時年十九歳死後を歿但て小討記毛豆
上京の老臣より内シテもそ因幡大引斗ハシれ
タリとを之後の記載毛豆寺に葬。戒名ムニ
鷺峯院及以天常心大居士。但て戒名真山
正公禪室門志村氏父子歿協をやむ中十
八年あり。

一協代

赤尾津右近門因造酒並度長十九年志村
氏滅後立上京より毛豆寺に葬理不
あり。内田氏事あ考え承八年壬戌夏之上

敵こそ敵党の争端ありりて 秀忠公の
台徳よま一七十方石を下すれ 一万石小
糸流 公義の令をひて當地へ下向きされ
赤尾津門因あ氏より當地を更立

三上社とりふねのまよ庄因二郡の代官赤
尾浦守理とりふ人の勤の膳因の漆より
大參送より下を山取の城下へ注をしけ
きは三上強河守家親既いさひ大富年乃
始を鶴り是と改酒因の城を起す済と改め

られあ郡中七日り官酒並重行を許す
また仕主私ありり下すや善也

鶴巣と税ひ立てる庄因も家親爲されて
大參取、ありふ也

とちんやち下りるとあり、鶴子恩義と謀の
名け因より始りとぞ、御酒紀十三日に赤尾
津門因、守利大膳家清の砌酒因の序より
長七八人半ちり起上り下るとあり

一酒因所三十六人

庄内あ種階級よ二十六人ハ秀衡妹徳尼よ

達ひあり奥州士のまぢりとあり、予おもふ
にありす世をのりて侍る人仰を移多の
キ土をつむぐらへまや、據ちるに二十六人
ハ國人のまぢりよ、太平記評判十八、毛
三十七葉に是國人そよ二十人中ぢり
ハ四十人大ぢり、六十二人まぢり、西征城、
三十五人六十葉又ハ二五二十葉又ハ百六十葉、
にる三十葉又至い十葉、二十九葉、七十葉、
更あぢり、まの大小よりて又有大小と云
や、又郡の内は在國人三十葉、四十六葉、

五十二葉、七十葉、其の飯、あり一部よ十八人、
十人、三十人、四十六人、五十七人、六十人、
七十人、郡の大小よりて、モ外、内裡の
沙汰、ありて、ゆき飯、宿位の飯、よ御、さる
とあり、

一、東禪寺、八幡宮、天和二年八月麻心院上出社、井主事、井主事、
塔内、あり、社飯、二十二石、四斗、二升、左等也、供を詔主、木、木、木、
石、下、一通、と、面、る、と、内、十一石、四斗、下、安田村、
田九石、模代村、田一石、七斗、二升、木、木、合、大町村、
もあり、伝、正、曰、今、内田地、二丸、よ、八幡、え、あり、

天正十二年宗勝庄内を領き水一村が
元~~城~~^備前守長り下而て越後、は源波より
日光院とひよ利齒ハ幡宮をば備よ勅使
宗勝より二十二石にキニ年五合の吉備庄
を移す今大津山東禪寺ハ幡宮とひよ其人
はふの山号も号とひよハ幡もすり大津山
を海ふの東にあるもよの名もり東禪也
地名ぢる半額ひぢりか望みは大聖寺山ふ
庄内大燒寺のむち地名ぢり何そハ幡
ち草むんやとうとく利齒移後川ふにあり
幡誤~~モ~~一と見~~ム~~一

一上山王又がまひよ
东禪寺を筑候所の東にあり姓古國司等
數の社とも社領もセ石八斗四半地方大財
村馬下一通し西原保年中宗源宣旨玉そ
正一位を候る社奉一人而已

十五

一下山王巡見社は祭神松原酒田の持る駿走馬なりと記す
うち、山社を安堵してゆくもよや

酒田町の西山山の上はあり、上山王の社家
山社を基壇に山伏一人あり、七月十日夜同
十六日の東町中へ松郊進を出で社頭小松
を積重紙を絹の目よ切替落方とひく又
神の形を切替落方とひくみあより同町よ
候て火を打つてねよ燃付するを徳とす
モ御法羽衣の松よ御うり浜方、猿石白方
ハヌ穀吉山のトとて、松敷山伏神、あよまい
て乃舊所行經の處の人足見翁かあり群

集きし人駿一き事ニ

に月中、申日祭禮あり夜神ありにあひて四年
の御船を立む。に人あり二位とも雄神の方
雌神の方となり、同夜御船（神子御内神を
渡す、翌申日卯申へ神樂を渡す、左東ハナお
志神社の御船ホ神子御内神を渡す、一とを
モ申先年大社考に載せれを略之、院屋工
林か質屋二人の年、多三辨を渡す、并御船
より山神を奉祠へ御船を出で日引松の年
禪寺より大名舟を出で日引松の年

英洛陽の御室を金手を見りりあとー

一巣岩山大釐祝

丹波は先迄山山を勧請一々の社よりて祭
神二座伊弉並尊火產靈尊もり、葦原下
宮記曰戊亥仁當天王都守護神明坐す
即天神亥七陰神也、火災於永久退年爲
也正天若宮仁和火產靈於置玉奈利偏
仁帝都靜謐乃基也ちく又類聚國史曰
清和天皇貞觀十四年十一月二十九日
從立位下阿當護神從立位上ちくば年

二代真源よ又へうり

羽流記十之巻元日平均の事下ノ酒田の
協を多ニ奉仰シヨ伊豆り岸勇によれりとモ
嘗ヘタリ是保人力の名前にあるす巣岩山
猿軍地名を年來急一キナリタリニカ思候
の瑞現有るありて伊豆の陣而行ひよりた
ちくニ勤がる雲無トヨガ面ハモのめくぢる
者傍生來て軍事空據引の核号一ノリより
平安の後又よ告曰我ハ是巣岩山ハ天狗の
立伏古希坊猿軍の化身もりけ形を

持して一字に安あらず一肉すが歴來の化
辱を拂ナシカハ武勇の巻を麗キ也土を
安穂よぢア羅刀鎧をれひ七衣を拂り和紙
すりと示しも伊豆若狭信心の肝膽を
碑を別附の縁者を用。美中はふりみの神
御移軍像を持一社壇を造営一供料を奉附
吉のまと号をとあり今毎秋那中へおれ
を出一初穂を立て神供料とモ御湯祀乃
故故ちきよふあくととい一ともよりの御を
記一て志村民を致され一年を吉寧に

あらむちのこを辛湯田田一所あ小庵食
を連て秋葉山大釐觀と称一火災消滅を
祈り感應かく一て却て大火よき事
教テ度ニヤ考命を見るに至州移多山禪
宗ち以二十石余を手る觀音福也ニ天坊大天
狗とあり天神地祇の内よあくされハ墨史
神焉是あよし界一を秋葉山大釐觀と称を
き、すも傍の私よ称さずす一鬼岩神社
の史異を退みふ事ハおほよ明白ニ秋葉山
の歴史を退みふ事ハおほよ明白ニ秋葉山
の歴史を退みふ事ハおほよ明白ニ秋葉山

行を感應あらざんや歎を（きを歎さん
して歎を歎（きを歎さん）は、清祖（清祖）
福（ふく）か（と）極まるゆきへり。多枯葉を舞（まい）り
て火災（ひさい）を消滅（しょうめつ）する所（ところ）あらば、清淨（せいじやう）の地
を見立（みだり）て歎（き）事（こと）も如（ごとく）こ
とに福（ふく）を建（た）て送葬（そうそう）の穢（けい）モカの山澤（さんざく）に福
（ふく）を奉（まつ）ぶ神（かみ）社（しゃ）の法（ほう）ムモリ（むむり）る大邑（おほく）
邑（く）を改（か）む人（ひと）が（が）ハ歎（き）テ歎（き）事（こと）

一箇士林現

萬葉本花喫那姫令古リ社地ニ御演と出(ミ)ヤ

砂山の上より一と羽流記より
長年中社地主を金錢を一年あれを乞ひ
の為小燒れりりや神社今酒田山成岩寺
の山煙は安氣山是驗形」と云ふのほり
ち神宮稻荷社牛頭天王はあれを持て坐
もあけれども去年より稻荷小祠稻荷
社より移入へ正一位稻荷主別當蓬萊院と
書付されを出も朝家より宣旨ありし
事をモリす何人の所居もや歎よ嘆あり

當城の行船あぢり、す、船とゆり中以桂爾
の祈禱を一以灵驗の事ありと後散水を
かゆることを、にまよ御内よりて大般若を
持度を、も日を三日とす正月に日酒國中
のち、御年始の祝儀に先端を洗面寺の系
の内、門を用、又御酒元九日酒國乃
處は宿地を建立、候誠而とお定め常位
か還は詮法教化にて自他宗の善惡を難
破、正則の二刃を弃へて中庭の一弓を立
さをん、あ、あ、公家宗家の頑強と今教若便
の傍侶を握ひ、宗務の方の法つを吹きされり、
その後志村伊豆小酒國をありてより後は
あ、云宗よ被す院より、いたる性ま、天台宗
よてば寛文年中をあう、一とつやと云々き
傍の語よはる性ま、い、洗面寺のあまぢし
とりよ今、はるか

一鶴足山天正寺 禅室

本禪寺うちにある、一飲する十七石五斗五升、内
十一石五斗五升、田村、い、石五斗五升代村、下
用山よりに代目より給失を、げ、外海晏寺 禅宗

泉流寺 禅宗 善厚寺 淳宗 称德寺 禅宗、妙法

寺 日蓮宗 地持院 禅宗 淳祐寺 淳宗 林昌寺 上

安祥寺 淳宗 淳祐寺 上 大信寺 上 海向寺

吉宗ゆかり

伝正曰潤永山泉流寺と云り 禅寺あり 七
人曰若秀衡入尼の妹徳庵公故ありて庵内
より來りひげちに義一あり 古位碑、貞享年
中火災の附焼失今改て義之潤永院庵より
庵泉流大禪庵又月十又日とありと云く因
川羽田沃の内より徳庵の庵あり也

林昌寺禪裕曰永錄二年華鱗一口令造鑄

出羽国田川郡大泉庄酒田湊上平里 永祐

三十九歳年號で二る一年ちりけんと當寺
川南古の酒田にあり一トモを寺ニ之考ニ記
侍る秋田郡石内町市村の百姓泉流寺村
とりよりありけると飛仰り一飛越寺といふ
べし伝正曰酒田、古田川郡より屬一上川
の町にあり一串松多ト酒田の内より林義
寺の義の達の湯室池より安祥寺の什地より開
郡ゆ因と有りと云

一時鐘

又大院より、二代実源二十、三卷貞觀十三
年八月廿二日丙寅 勅出羽國始置漏鼓

云々

一觀音寺 真言宗也

協の外郭移落川原よりあり、當村古ハ河原
よして移の渡りする所よ物引稱たりと云
當村の某劍者人有ち中に葵の紋を
五つも因わありと云。

一青源寺 禅宗山号曹溪山今ハ青原寺と云

けある蛭村山郡長谷堂の傍下にあり、度長
年中志村氏協代うち一附山而より古を移
走志村父孫の石塔并自用きゝれ一檢鞍
禮もあり、又散水をさうる無れニ脂雲鏡の
無れ一惱あり、名唐繪と云侍、アリ七月七日
流例とて是を罕異題の次古人雲鏡の
無れをねじて雨を行ふ。

一神の浦

代々の撰集よけ浦をよこ侍る御教多あり
蟹川を跨え支本集よ祠のよせハくも多拂

安松玉藻川よりは汲忘因つるめことを

唐ち松とあり、古人の呼を呼よ古ハ今之の
の浦の名よつてこそ松教様あり、一とそ、
皆みよつて岩盤ぢづれハ海松和布と生を
を、これをつくし、ある今、立す事す、庄内
あ波瀬福曰世人ハ云上川の山今之の海國の
方をのこ神の浦と稱せ、伝ひ極きに謡
云上川の山也あ爲地抜きするを左の神
よ比して負つて名す、一ト形勅撰よも閑
自然ノ

うーと口ふねりぬく神の浦

国音左右主し語や立ん知事國人勅撰

是あ神の痕痕をよめり、川を浦ときて神の
浦と稱せむ、怪とまへーと云々、予し所く地
利を見ゆるにさし、わりぬへきまよふくは
佐正又曰室家^卿は浦よ唐松をよこゆ古
もくへき但もぞ松あとをよこゆいー半文よ
尚もへーとちく佐正國史、見すらりや
鏡日午紀十ニ卷聖武天皇神龜九月余下

渤海郡使首領高齊德等八人來著出羽
國遣使存問兼賜時服同十二月遣使賜
高齊德示衣服冠履渤海郡者舊高麗國
也云同紀同帝同帝天平十一年辛卯平群
朝臣廣成等拜朝初廣成天平五年隨大
使多治比真人廣成入唐六年十月事畢
却順四船同完從蘇州入海惡風忽起彼
此相失廣成之船一百十五人漂著崑崙
國有賊兵來圍遂被拘執成等四人僅免
死得見崑崙王仍給升糧安置惡處至七

年自唐國欽州熟崑崙到彼使被偷載出
來既歸唐國逢本朝學生阿倍仲滿使奏
得奏天子許之給船糧完遣十年二月從
登州入海五月到渤海界適遇其王大欽
茂差使欲聘我朝即時同發及渡海渤海
一船遇浪傾覆大使胥德等四十人沒死
廣成等率遺衆到著出州國云松下見
林翁異称日本傳今接州當作羽云同
三十一之卷 完仁天皇宝龜二年五月
條下渤海國使者青綬太史壹萬福等二

百二十立人駕船十七隻着出羽國賊地
野代湊於常陸國安置供給セリ又日本
逸史エクシ四卷曰 桓武天皇延暦十四年
十一月丙申出羽國言渤海國使呂定琳
ホ六十八人漂著夷地志理波村因被アリ
畧人物散亡 勅宣遷越後國依例供給
国史考百九十三
殊俗部渤海 志理波村を西を東を夷地と
あれを室永二年の城地は准アリして野代逸
の半弓や程進て繹アシヘト 四二十八之卷

嵯峨天皇弘仁十一年夏四月戊戌唐人

李少貞ホ一十人漂著出羽國アリ 日本記略
物は野史より見れを神の浦すよ鹿波瀬アリ
をト半弓りて鹿波をよこあそをみかよや
け浦の川上よ小ち魚つ漁とりあり室よて
鍼綱を引ほ魚百疋人又漁獲アリ漁とりよ
あり

一松山城

因鹿村竹園村中柳村引地村德因村石
名坂村お浜村下柳村小見村上柳村
下柳村上柳村上落石村下柳村中

山村・山羊村・赤水里村・渡場村・山文字村
白テ沢村・地見ノ魯屋村・大川渡村・善魯屋村
赤沢村・板沢村南、松山以下・曲沢村・寺沢村
中村・彩園村・栗本坂村板沢村以北ニテ・小山村
小出彩園村・因庵村・沙料内札役入地
庄向左六三清蒙安二年の口書に因庵ハ余
日安保坂庄金弟・安保江郡坂居役、すりし
とあり、幕高沢引地中櫛あの村も安保民
役をされ一役只く侍る・山羊にテ村山羊不立里
渡場山立里
古門篠坂安部ハ歎とりけり人のか行而
きり、一とあり、行人の旅士より假名ホ洋、
ホモモ志村伊豆湯田の協を以てされ、財
山羊より彩庭を作り清川向彩野屋を立
言上へ上下の船に被能御れ、一年足へ侍る
古御村ハえひ孫六郎といふ人以てされ
詔された事後考程追て復、一・小羊氏
曰慶長以あと、ニミ上川のあきに因川・飽海
あ鄰の村も入合てあり、一に志村伊豆湯田
の協をうり、一附瀬郡川浪の役を生、一云
上川より南ハ因川郡川よりゆ、飽海郡と

定め一とあり、予據もるに川をあ那の境と
あづく、上古の半より一十二代

お勢天皇紀又年のは下に蒲山河而分縣
とありたりに後世川筋の多く移りて家
ぢり、彼のよ居を候、彼のすり、家に佐
多て那境も混雜をくる事の多きるを志村
氏ひあるまもあり、^川南の内也館村
の東南郊村の西より、や、^川南の内也館村
のよれ丁とく曲きり放よ水吐あーく二那
の田畠を換へるにより正保元年半夏

詔り思ね山あ那の役人中見ものう(六月
廿日より)七月六日とよ彩川口より二十万
塹切る。彩川口より大境までよ九十万余
あり、小出彩田、今川町にありて飽海郡
属に正保以あ、川より山とあより御ともが
申夏塹切以後川より山とあより御ともが
飽海郡の地すりや(小今し飽海郡とを小
出の地方を塹切すりや)よ小出川といふ
小寺氏元内記よ今し清川のきよは川を

枝てあ郡の村八合の地ありとひよ、是を云
ふやかにあ郡入主する村居す。但大正村
川北はありて田川郡より属し是も川筋姫
智^{ヒメ}ノミナキアリ年記本田川郡の郡小記一
付れを略之。

一 松山御座敷

昔ハは地を中心と云トと云、正保年中ノ
酒井官兵内左輔殿朝より庶子大學頭及
ハシモ賜ありて寛文年中西宮の五年に至
て廬^{スル}殿を経始萬石見守候アリ。内殿
山郡左近^ノ一万二千石あり。

一 中山大明神

永代奉乞多神二度有ハ思院ニ昂居左
右在^{シテ}唐つ尉^{スル}皮^{シテ}あれに月引自薄年に被引
本社^ノ恩^{シテ}社^トソアリあり盲人を多^シ子細
詠祕^{アリ}故^{シテ}署^シ。

一 涼瀧山總忠寺

けち嘉慶年中月落和^シトイ^シ一の罪差
主て中^シあ代の主依^シ上^シ御^シ主^トリ久人^{正信}

中山の山は建堂一ノ門と云、月彦、石碑は俗
姓秋田平氏とあり、ち年に橋の名本あり。
月彦常州麻源もよりへ枝の橋をよぎて
お來け地よ枝ノ里と云候、つる接觸一ノ門
あり、一を辛火祭のこう燒侍れとす又隸
出で舞衣す、至安二年佐野氏の子村よかよ
川浜が大山寺妙院飯とあり、此の着脱所
を心光寺とし、洋志宗教禪所を法護山派
著寺とし。

質曰上御ちのちの字鶴、もんを上御、ハラカ

の但ゆ、あり平人の但毛り而よかす

一 ゆき

至安二年ゆも出入の山に元続十八堵あり
て領地にナ村よありと見、今觀る堂古
古社と見、古社毛よ有て元続古りりよ
や、古人よ緋わ岱だいれたそ年社ある人あし、山村
よ言上へ下の駿馬侍るあり志村毛湯園
の場を経毛れ、財形丘を作れり、
あはよ記も、上古湯園の川有よあり一ノ門、
湯園より大洲村（西柳切村）より鶴川を

銭て清川へ出立。より三日上へ船まで上り。其
とを、延喜式書二十八日出羽國驛る事下に
玄上十又七日村山郡後十日避翼十二足。佐
藝四足船十隻。遊佐十足。蝦夷方。室利十二足。
白岩七足。飽海秋田名十足とあり。因幡馬集
ト玄上又七足。那後ニ足。船又隻。室利六足。避翼
一足。船六隻。白岩二足。船又隻とあり。玄上村
舊姓。白岩。白岩。村山。今姓。
山としに那名あり。那後、村山郡の内より
避翼佐養今モ名す。在佐、飽海郡より
村山ハ室利郡より。白岩とし。而今モ
避翼佐養白岩ニあたよ。船割あれを大川の
色より二郡の内と見へたり。今玄上境ノ柏
省役とり。村わり諸々是より又里二十尺丁
清川より船脚十二丁あり。たゞに延喜式書
白岩とり。又柏の本通を脱して白と
右の下に次の字を脱すやねニテの更
追て縛ぬへ。

平固卿因沃祖

ち。地田以上九ヶ所中保村
の内二ヶ所小名有り

木田村 中村 二三栗、曾村

坂井村 坂井形田村

流せば、川田といひ
二ヶ村坂井形田の小名

上田澤

村下田沢村

小安房、小平、善町、ニケホ
田沢村の小名有り

大村

二子ニ

十九石二斗七合二夕 大庄屋有り

一相沃櫛現

山保村より多詠詳り、すくを移して行ぬ
へ

一台淨山

すくすく頂上は葉麻紗紅あり、人に月八日
よま音をほゆの聲よ、盐水の沸出る、而あり

文選ニ都賦序よ、家有鹽泉之井とありけ

軒

一チシメ

田沢村の内木田あり、多詠ある人有り、古
人チシメ櫛と稱せ、女伴よ、て相麻り、を
持をゆふとぞ、民子が麻をはり、をぞ、空缺有
人有り

三代実羅在朝列女伴、手に齒郡、小、小猿賣
と云、一、貞歸月へ、うり、列女伴よ、はチクリラメ
と云、字也、とも猿の字クリラと讀へ、云義理

而見ず。二代実徳より云字ぢ。予接ナシ
にセウリウの尼。一シあれはチレメは小様
賣ナシ。氏子相麻ナシを仰ナシ。截髮ナシ。一シて
侍ナシ。仰ナシを感ナシ。心ナシ。实徳曰伴部小
様賣者出羽別飽海郡人也。阮儻亡後盧
於墓側爲尼持戒苦行精進貞觀十九年
夏六月叙位二階冕同戶袒旌表門閭烈

女傳頌曰

惟小掠女性質木訥
倪儻謝世細君截髮
永失守節念佛明發
日夜苦行澤及朽骨

一山館組

一
龍
多
社

祭神事代主命有_レ社饭二十二石六斗一本

二合。但ま成せよ長十七年六月三日上出羽守
安西、附ぢり社家又人列當觀音寺社氏
より、右のち風、社地より西の方川耳
にありて、寫遠は瀧也地今烟となりハ反餘
あり社地も古ハ大林といふ地もあハ稻荷村
也、ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ
大林十丁余の畠とめそ今ハ林の名のニア
キリ、古田よ神内ハヒサニ一庵き天正後元
を先矣、舞を金松ねとり、下テ落葉きり古
神内の内す。

羽浦元又と毛は東海林に身を隠すより上り
て西の方を顧む、ハ後萬葉の林あり、东妻に
あ金割る一丈許あり、立むて、奥は社擅
あり、且政甲を脱て、草に吹きりて、花を経
現みてや、源をかくさんとて水にて禮
おそれも昌盛良きし國城のとて、源成り
て社傍と見え、さみの森に且政是い何而
をとゆれを平田の森を櫻現を地、ハ十一面
觀世音ありと差やうると云々、あ金割る
今の門よ立ち、仁王の車、すりて、一、元門乃

諸山より仁王あれた故ゆの仁王より稱きり
す。ま社ありて而しては内へての式社
を有ることを。至年圓をとりて別當地元の仁
像一神を安置する法の半より社歟。六月一
日より至る。神子院を落し。四十日喰ひ
而の神あく後。一十日とが社よりあて神
事。源氏族人群集格の墨を引り。あと一七
人同る年。社以も社傍の斗ひとて神社
を完結。を一に内顕也。一て老翁の形にて
おり。を一とを。その後の役修。因より密よ。仁
作を以て仁像は刻座。一室よ入所付。而て
安坐に被仰仰する様。以設焉あり。と。是故
の。うち。神。神。を。お。も。き。す。人。十。九。歳。以。あ。り
記を。一。と。を。神。壇。ニ。ウ。キ。る。麻。鳩。い。あり。直。さ。を
る。年。よ。も。な。べ。一。中。一。事。代。主。令。ち。り。左。右
。何。の。神。よ。や。あ。る。人。か。一。人。大。馬。昆。少。つ
か。り。と。い。大。己。貴。事。代。主。の。古。父。ぎ。れ。を。お
は。よ。祀。ま。り。一。よ。や。古。因。よ。大。忌。先。と。云。え。す
極。あ。る。に。似。く。す。

三代実錄十三卷。曰貞觀七年五月五日以

出羽国觀音寺預之定額（シテノシテ）、南郡不觀
焉者ニニナリあり又他郡（アザムカニ）ナリあり、或人曰
能者よ圓府（マツルフ）よセト法史（ハサヒ）よハ大抵府（マツルフ）をの
半を載せ南（ミナミ）の觀者キシ、右室家（ムロヤシ）のち元
古國（カクニン）の下（シテ）テ名よ庭（テニ）を先ねといひ名めゆる室
然ちもきよむわら（マタタク）もととく、姓古（カク）、室額（ムロイ）のちと
て該處（カクチ）のち比教（ヒョウゴウ）をも立（スル）られをちくに傍（シテ）
傍教（ヒヨウゴウ）ちとありてモトヨハ傍夷人（ヒヨウイジン）と教（ゴウ）を室め
御れ是を室家（ムロヤシ）の傍（シテ）とゆ、延喜式云室家寮に
見へり、源氏河海（カワミツ）抄云番（ハシ）ハモハモナリ

番ハ藩ちり遠藩より東朝の害よ撫もと而
すり花る餘情よ云番齋を法源ありと
のつりきとよめり云ハ僧ちり番ハ僧ちり
僧尼ハ首ハ百歎すより東朝を一なはけ寮
つりさとりことあり十八史署す七日え朝よ
始て天下の賦税を定永為定額と云弘仁
又は度内法又は幼藍を作り事を禁御を了
りモ又曰定額法矣其教有限礼言化先既
立制と云々小学陳遷註額數也とあれを教
を定ると云々心免僧の外に定額の女孺と

ひの車延義式よりへたりあておのまうる
公人の色号にこそ

古事記
按ちりに右田の下テ名よを坊としア、貌
高きの車ちりヘト、ハ惜えを記す貞えの
事よをあリ字添ふ誕生事と云と云

一彩山大燈觀

古社領署記を見ると山領二十石一合
内十一石二斗一升八合小見村同十二石五斗
又木二合中川同村正領下寛永七年九月
廿二日燒失別當彩光山主勝寺元流大坊

あり、世人彩山鬼沙門と呼ぶて燈觀と
いふ事を志すも今年二月廿日参詣して
あれを見るに懐に彩光山大燈觀とあり
室の内より、神壇二つを擧て右を主壇大
壇たよ左右より御院流氏子山主廻とて
三巡毛又御子氏子を傳出一馬帽子津衣
を着て人一人坐三巡後て御子を席をそ
後院の舞院を因縁蟲組船あり大概吹浦
する。あの因縁は同一船の舟を右風にて
彩ふと云ふとて昔より群集とあてまつる

山号二字をつゝねて稱せり。半岸ハナシとあり。又
は形の二字の中に光の字を入れて立場寺
の山号を形光山と稱を一あり。一は故
世上にあり。是ニ田川郡余日館の稱也。一白
山大釐現あり。是年洞見山にて額を垂白
光山大釐現と額を形光山にして額を垂白
多々而神カミちカミもんを仰ぎ。釐現の号也。もん
釐現号、大概有効なる合の西ハタケあり。合軍
羽毛ハハの數カウ、形山ハタケといふ、箇士十二名乃
モ一イチヶカれむ。又神本花壁コノハナツク御命ヨリコト。一は神の

三キ地昆沙門と号す。合ノ事や、合の所、
は大師より始むる事ぢれどち多處の事をき
る。十萬寺ハチサンジ辨海ハタケを誕生人ハタケルヒト、は大師
よ歎ハタクむ人ハタクルヒト、形山ハタケの主ハタケヌシ楠鳴村
に毘沙門ビサムネとしよゆの向ハタケ山ハタケの神藏ハタケの
靈巖ハタケイと號す。

羽源記又云。是曰東海林エシノミヤ。形山ハタケ爲寺と
いふ。山傍小池ハタケにて石鐘ハタケを井て村裏ハタケよ告り。一
明後日ハタケ夕ハタケ。山ハタケ前ハタケ有公ハタケ坐ハタケ陣ハタケあり。是
坐ハタケは東海林に并ハタケ。同形名爲尉ハタケとしよゆの

是と地ある。宮城後は、一失辯んとたまふ
寧ハる姓も傳もあらず、只あめ／＼と歎く
とくれんより、我亦よ一致して後の方を表
す。朝りりへと鶴一ツ、尾浦より飛散へ
た又高田より遣れ、また尾浦平田より上
より、かを繕りりへと若とも名を改所を
始て我も／＼と疏集り、始て池田譲役向觀
音寺十乘ち因え鶴星川、淀平生石、金生、沃坂トガリ
と因。別因月布因の左家延奥にてせる余人
我も／＼とありと云ふ。

一一二ノ三

三ノ三村より、大座大明神と稱せ、或
人曰大座大明神、小ぬる神社の別号也や
荒野太主を小ぬる神社とし
年大社考又、別号をよほど中古けき獣場とぢり
一社民乞火のみよ煙れ神神も眼鏡と
潔度院の煙れ、火を社地より安むし法人是
を招き一と云傳へり、予たまに大座、大座
より出づる信稀より、吹浦村素の大ぬる
後三ノ三村より、あらわりて、海津より福れを祭月
代あるを御も、大ぬるは正月十九の事の日

より申の日と七日ぢり、二ノミをあまく、酉の日
より亥の日はて三日、大ぬゑ、七日ぢれを
三日を小ぬゑとしもん、おぬの理ぢれを
大座の神号御、小ぬゑ神社の別号御やと云
説も鉢持あむい侍れを少祀御侍。先年
大社考編集御に、モ地の世人は委託車を
釋御を、三日のぬゑある半、今年被地乃
役人より是る事石なり、大社考より云々とく
吹浦村の左祀御一主子相尾大明神御
一一ニ主子相浦大明神御ニ主子大座大明神

とあり、ち家曰相浦を二主と称もす、二主
子主の略也、二主ハニ主子主の略也あり
とりよへて祀御一主子主を略称御にて二主
と/or御と、一主子主御にあり、
お志神社をひて一主と主御生れて
お家御の説を破り、御ありとりへた他處乃
破御て考れ、一主よ落成て是故御、御神を
二主二主と/or御へを乞、御、月山神社、二
主よて小ぬゑ神社をひて二主と称御、
主御へを主御やお種御よ一主、二主に

まとだあとも社ある年ハ嘉慶十二年もよ
見へ侍る。神社啓蒙を見るに江州も一ト
にとあり。古平記評判は一まるに三とを
地名と。伊豫城中亦に二三の号あり。其
中も甚ふよ見へ侍れた私よ神を。事より
物教ふ。あくまでもやみ。史より見へ侍
らん。

通社從神誠万歳丸。浮ぬき。れーと。モ
後社廟も。ちくニ。多村役人。支度。ト。張。ア
タリ。に。年。山。楠。材。の。長。久。き。と。り。ち。ち。廟。が

當國と。す。り。七。月。十七。日。社。延。り。お。い。て。大。祓。若
祓後同日。私。き。材。の。社。廟。神。乐。禮。引。去。年。社
中。よ。經。庵。を。建。年。一。宇。の。仏。壇。を。擴。て。多。仏。被
引の。祭。場。と。モ。考。者。多。廟。の。斗。ひ。ト。ア。フ。ア。フ。
廟。考。と。而。已。称。一。て。神。号。を。控。去。秋。公。義
うち。法。主。神。社。立。鳥。の。社。号。立。する。汝。也
ナリ。村。名。よ。は。て。ニ。多。と。称。一。年。古。社。工。安
よ。ま。き。す。り。歎。一。年。之。

一葉亭

楠。楠。材。よ。あ。り。よ。楠。よ。聖。地。と。り。ア。リ。早。寝。の

こうへ童地は神壇を接へ奠席を備へ平田
をかの社廟乞集玉池の水を酌て神あり
持て達處の神移し先年予も大老屋の招
よううて當地よりゐて雨を祝ひすと神
壇を引さるに車渡を流を今日神ありにあこ
てまりたり歎

照み乃は他の方をノロコリケテ

形る心の應るよまーそ

當日領主より代官を下され大老屋あを奥
にて神壇のちよ跡看守大老屋ホ是驗せ威
て領主の御役をまく

一 神誠館

神誠村より大山の城主武藏家の支別方
殿たといふ人の館はありを年間の因より長
寒きといふ禪さを建候を前に祝ちく病
死をト若よ物に館主の景とひくねり去
え元信を集めて元靈は供養を執る

とりかまく山館の善提ありと云侍アリ
長遠寺去年被寺に引て戒名あを譲ルア
詳もととを佑の彦子に訪訪社あり

一山館

山植村小町七人庄内郡三唐府とりかま
の馆也すりといふ予植也すりにあはれ記を
东海林に第成政管の内相を様^以而ち
し、^レ人言上郡治平の協をみて庄内より
協を尾浦合戦の用意上郡を尾浦より
あり城主と號ひ一人あり

一山谷堤

山谷村にあり周圍二石尺の用水之
處人を至右而くに堤を定一、農業の為
孝徳記曰國々可築堤地可穿溝^ナ
系仁紀曰三十六年令諸国多開池溝數
八百、之以農爲事因是百姓富寛天下大
平也云々延喜式考ニ十五出羽国正稅
条下に池溝料二万束とあり、大も大山ある
池溝ハ朝鮮の余よて足りずより又泉を^ナ
とりかまく堤あり、古之人は而まで耳泉を^ナ

アリキナリあり一ノ地と云傳ヘリ

一漆曾根祖

按ちるに曾根、曾根度の姓也。一て漆屋を松
生てあり。一ノ地や古事に漆園盤樹也。とひよ
申あり。

深曾根村上中下、牧曾根村、中曾根村、上裏
庵村、廻庵村、形吉渡村、菊原庵村、萩鴻村
然也田村、中地形田村、福源村、鶴子廻庵村
吉川、吉川、勝保園村、大地形田村、七弓村、大
田形田村、小堀村、上小堀村、下小堀村、布目村

古事渡村當村より丁をもれて室村となりあり、和尔雅
出羽の名而の内所於登聞とひく、は西也。
曾根田村、曾能寺村、久保園村、園村、ち田村
中野印庵村、境裏庵村、全生浜村、生石村、矢
流川村、大平村、澁井村、梯代村、大柳村二年
用明天皇帝宇一當村より天斗の化きの良出毒者を害して人多
死たりてに大野高神社の威徳よりて毒氣の仄消矣々名
半山庵村の古祀よりて、也村の一万九百五十石七斗七合セタ

一高泉社

ゆ鏡といふ所もあり。一丈許の澁あり。岩
盤の上より水流ある。うゆ、よも。泉といふ。ニ
十石程うち西の方に引方又写幅三写ほど乃

弘慶社あり六十年以も大破モ後再建モ
梅殿社すりづ東の方よに十年以もとを重ね
あり一とを今を名ふ仁玉石といふあり
二代兵部員外郎貞親六年二月廿七日坐羽圓
正六位協勝社高泉社並從三位下とき
協勝社、山浦村の右記よき二玉まとあり
六七年以もとひま泉家とて諸人群集
さへとも古人の旧記よ鷺尾山勝福寺の流
とありけふ沒はれよりよりも泉社併せ
没はれたりよや、源兼一人あり今ハ若

勤と稀一て神号をいもん神忠の人也と承
建の附あくを齒郷佐福の差す

一生石山

当々の勝地すり崖一字あり觀むと/ori、三
月廿一日奉礼ありて神号を仰り觀むと/ori、
か齒の半ぢり別齒を延命寺と/ori、ある事
業立ちに齒山、播州生石山を極めて有る
リ神社考曰播磨國麻免と姫路との宮代よ
中には室といふあり里人生石子と稱せ大
己貴命少彦名命を尊ぶめぢり、年相元曰

生石子のまゆ伊倉ハ陰陽二神主婦のあと
旅坐附天女薄り社を造んと櫛を既に移
明よ迄て祀立よ附あん逐よ工大一さる
のこ即今の石室殿是もすり、生石夫人の教よ
よめ。志乃の石室といふ、是もすりとを自井
宗因曰按陰陽二神主婦のとーと、大己
貴命少彦名命をしより古來のお傳けあり
即生石材との教よ

大汝少彦名乃將座志都乃石室者哉代

將經

とあり件の直神ハ吉胡醫神の大祖神也。
當に生石より延命寺の堂地矣境内有石矣。
篲の田畠の中より有石ありたるに播列
生石るのを御食を擇一て陰陽二神を焉し
地より、ち早を延命寺と稱する。ニ神主
日が醫神の祖神ぢれを伝神の人を延命に
ちをみよとひよて延命寺といひつゝや
三月三日もちと稱して多り、け神となり
說あり、もちいが彦名の醫神ぢりと神中の
清水といへて神書に見へりけよの革劍

千歳よりしるべへ一太石は梵文を彌射て服
よ承和延久え享康永真國建^押西保^干ホの
年号苔は埋きて見へ侍る承和ハ人王五十
に代 仁明天皇の年号よりて承和曆十
年まで九る二十三年より真國建^押ヒ平の
年号ハ南朝の年号^シ承和の苟帝^ム属
する承和太平記ある詳より同書詳記を以
考るに承和の苟朝^モをひ一享教ハ五十七
年ちり一享に人王十三代 成勢天皇十
一年陽月承和のち舊は大己貴命少彦名
神を尊ひりふゆや

余の一神を尊りり年あり、薄利大貲ニ
神をひて大あま神社とすりハ大よ謹む
ゆのこ生石ゆの多劍の久^クをりれハニ
神を尊ひりふゆや

一朝白山ハ惣宮

館の移^シ古源義朝臣東夷征伐の所
新^シよ建ゆる社とも社ひる九石ニキムホ^ミ
不一通^シ面地方生石村別當延命寺^モ館を
池因襲故^シくら^リ一後林^モ流川村へ遷^ス
も湯地^モりの^リ左よ延享年中大店屋を構

永貞佑基伝尹に傳引をくれ予し幽より
光社地を譯^カ旧地へ近^カ度^カを祈ありよ^カく佛
舍を經^カ事を為^カ拂^カ事とちゆ佛
の斗^カいよにさるゆのを^カ本懲^カ十ハニ^カ毛曰爲
尼御臺所御計、仰鶴岡別當阿闍梨^{尊曉}
被停止宮寺中塔婆之營作^カ此塔建立始
有火災當宮以下鎌倉中數町焼亡其後
爲再興被叟其地之處不經幾日數金吉
將軍御病惱仍不吉之由有其沙汰^カ
列齒^カする人から文部を嘆^カへ^ミ事^カ

一鷹尾山

上板至勝幽山を沒ねきん一とを今は
堂社傍傍一字もあく佐佐^カのこあれ
已^カ然也ハ山をきの古田の下^カ名よ^カあ^カリ
僧坊教多^カアリ^カリ^カや巖^カ是村の元^カ統^カハ^カ響
尾^カ三^カの坊のまぢりといふ事^カは^カ俗の常^カ往^カ
御人の許^カよ^カ名^カ是大^カ臣^カ碧丸の事^カをみて
け^カの生^カ然^カと^カ死^カ身^カをえ^カ海^カり^カ身^カと^カ大臣^カ
夏安^カとり^カの^カ所^カにあり^カねと^カくるわあり
杜撰^カの況^カよ^カて^カ用^カに^カく^カに^カ世^カあゆ^カ

鷲の邊の邊を出て出でて。まぎれ、る食事
の餌。それ、一塊丸と云。一塊も出でり。
半もありて、巣尾山とは名付ける。或、
某の事、ハ俗説辨は委。一ノれハ墨々、羽
添毛。ふる雄とゆ。羽毛の弁寛。雄乃
添毛。おとし。一人當する大力の氣。一毛に
差勝の体。よぬ。又、赤海林足。朝日山。一
脚のト。よぬ。又、赤海林足。朝日山。一
脚。又、赤海林足。朝日山。一脚。又、
赤海林足。朝日山。一脚。又、赤海林足。朝日山。一

衆。よ。雄山。毛。徳。徳。福。坊。阿闍梨。添毛。と。き。
又、赤海林足。改。雄山。毛。徳。事。と。り。衆。あり。
毛。徳。事。と。り。小平。と。り。小ち。に。毛。徳。と。り。而。一
毛。徳。の。去。と。も。を。休。め。痛。あ。赤海林足。改。海
遍。出。門。鳥。一。て。葉。作。岩。に。毛。徳。而。夜。一。て
罪。孽。懺。悔。の。あ。よ。誦。經。多。私。一。て。と。う。と。改
は。よ。私。り。一。ハ。中。改。る。要。会。戒。の。年。と。て
天。正。十。二。年。間。の。私。ち。り。け。財。戒。と。よ。付。ま
立。上。努。ハ。す。る。十。三。人。と。あり。是。より。店。内
系。勝。の。よ。入。福。寺。添。毛。海。并。木。立。上。取。成。)

る力あつての事をあらんて多勝はよを没収し
めふとぞ、天正十九年や十二月廿八日多勝
庄内の地主を追ね、これりより上郡へ与力
へくるをあんてすり、福徳寺、今若狭の
ト安田村はあり、僅のちよて蕨尾院没収下
すり今ハ蕨尾山ともうる牛^牛玉^玉を出さる衆
の連絡も蕨尾山の牛玉を出せりて彼等
没落のまとを、但、被縦の牛^牛玉^玉よ流して是れ
者より境跡^{「島本」也とあ}とあり、境ハ地名を云ふる也

一胡日山館

矢流川村はあり、往古ハ賤方郡廢あ夷と
號する附は館を築りをゆふとぞ、矢流川と
稱するも古戰場處の名なり、山主は牛有
七代と池田謙政としと人候之、其源久大元
屋池田氏ハ、伊能の子孫ぢり、被取はよ漫州の
甲冑^鎧也^也、お今にあきり、羽添院又云毛
胡日山の軍の手下に東海林口番^{是ハ江戸改}、^也、那志^{昌盛}
先日尾浦をあつて、^也、を後三番^はより一ノ丸

攻主和ち一にて後毛鹿田様代・桂田村郷も
久保國源君根布目室の雄山二条親吉も
喜次・喜親吉もまた形田日出とひよを而先
あくにほじまつり一ノバ・毛根人支活ひよて
一の余人を引率一て警く白を主ねたり
とす、又曰旗のや人池田謙政とひよも
お戸の手切よきエテといりにあ半の大船
ヨヤハミ事のいとほりりれを熊若もあ
鳴法事を營一と押へ候船を量て吹うち
たり、池田謙政の声ヨヤリリ、け地の聲た

一旦毛鹿田義光の下初は仰せられ奉る事、
足利源氏よりはるによりて毛鹿田方の手よ属を
一太郎に仰ぐりとりへた金城経敏射中^也の事
えふあくに故、先年武藏守相守義氏滅亡
の後ゆよ郡守居ゆ候(邊村)、巴心ちくに
か飲よもぢれりぬ人共に厚糸仕て石斗^モ
リ(モ)を抱よがたる者を皮内入^シと詰り(モ)
右毛鹿田兵内典世の脱^スな入^シる所にひづ
毛鹿田に亦に祀^スる小延立^シれけ様よ
龕^スもとよてりありきあ非を内宿矣あ

は地より義若川男女老少が往来する御のみふれ我亦
一人切役仕数る人の事に代り侍さんと云
うれむ然若もたまつ行田正水大よ歎て刈ば
方をあらむをひて尾浦へ道を一ノ瀬、時言
を被さるとあく協を更に池田櫻波をも切役
さきべりとも男女たよ唇を拂はせはや和雅小
痛りり主へ一と云々下署

一大所組

大所村に西原村・吉島村・田村・考渡川・石村
酒田・伊藤中代・同心代・古中守代・井内所・牛屋

一地鹿堂

田・淡利田・馬子ニ千五百十二石・日本九束

大所村より山号を宝積山と稱せ郡民
紫穂ちり事地より

一差済綱

日る川並にて柱佐差済綱の境と云・村役
八十二ヶ村是を十組よりツ西側十組、
大所組・福山組・小泉組・門沖組・星川組・下
安田組・政所組・武藏寺組・羽田組・羽田組
是ぢり

是ぢり

下南吉原村・上南吉原村・酒井家より役人を主

二階形田村・大巣村・

以上四ヶ村大巣領あり。

市田村源あり宿泊・美津村・形田村・上吉原村

下馬川村・吉剥村・泥沃村・上福よ村

以上八ヶ村福よ領あり。

岸禪寺村・慈町村・觀音寺村・驥村・仁田村

下福山村・芹田村・小泉村・橘町村

以上九ヶ村小泉領あり。

市糸村・門田所村・法速ち村・上ち田村・下ち

田村・上形田目村・下形田目村・小平沢村・南平

沢村

以上九ヶ村つ地所領あり。

上星川村又下川とし書・中星川村・下星川村・塚淵村

大久保村・薪原村・中川村・猪肉村・明高寺村

善玉寺村・多能村・星川村・薪原村・ニツ橋村

以上十四ヶ村星川領あり。

古川村・大鷹田村・薪原鷹田村・政村・鷹田村

上若根村・下若根村

以上七ヶ村政而領あり。

上安田村・下安田村・昌海田村・安田^昌原村

大川村・

以上又テ村下安田也

正説寺村・誠高村・小吉田村・中吉田村・南吉

田村・門田村・つ田村・田村・上市神村・下市神

村・地鹿寺村・一之坪村・

以上十一テ村正説寺也

形田日村・御多^{モロ}田村・牛猪^{ウシイノ}村・二柳村

福末村・木田村・

以上六テ村形田日也

以上六
二

上安藤村・下安藤村・田村・形田村・東地秋田村

西地形田村・和泉形田村・小笠地形田村・笠地

田村

村居

高尾形田村・弓田形田村・吉田牧田村

傳弓所形田

村居

以上十二テ村鷹地^{タカチ}も二万二千三百石、平又

未に合七夕、皆四十石地方役・大庄屋池田義^{ヨシ}吉^{ヨシ}之

一嘉次村

番無あり^{タマリ}鷹^{タカ}也^{タカ}、役人を主^シ、庄内^{ヤマニ}也^{タカ}田

協^{タマリ}の大浦^{オオシマ}大乃^{オノ}也^{タカ}山^{ヤマ}を墓^ツもあり^{タマリ}、(ノ)ね只^シ一端^{ハタケ}

付一人お住^{スル}、漫^{マツ}石^シを酒田の邊^{ヨリ}より立^{スル}上

川の北子口をよて島渡りたり。希代乃
移来たりと今に人口よあれり。そニ薔薇、まゝ
薔薇のまき灰村へ隠りて古人を裏肉とすよ
哉よ。工へ薦めりとぞ。伝曰。まき灰誠ハ
若宮上の御店より元田へ。而後みて今まく陳
の貌あるまき村ハ。モひのる次。ありとりふ。村居
の様子。故よ似たり。或人曰。寒水正保の口より
は。毛無傳じこと。

一草津村

け村よ地渡を出せ。草津はクサウツの聲也

一
ちり。誠詮。葉目櫻村よし地渡あり。焼門に
用といへり。け村の地渡、割法あり。さよや
燈油よちへんとぞ。又齒村のよ入よ湯あり
往來。湯田町人玉木長左衛とひよゆのけ西
よ假面を渡て湯を試とい。た水立生て熱
り。と。故よ止え。齒村よ小松氏のる姓あり
平家の子孫の彦屋れど。而もや。小松屋の
差と稱もし。而り。

一下黒川村

齒口よとを久。一。材ぢり。頬崩脚腕也。

下されり。生食と云ひる名る、南村の与
平と云一百姓の先祖より出りると、南村
小古池あり古人曰往古け池より移る先て
御ふ。与平う先祖まで養ひるる乞は威
て生食を生れり。と云傳へり。

一海

石川よも本を築立室を模よ立てる也

福山寺禪寺あ村はあり秋月年奠を立て
領主へ歎き。あ村ともに役人を立て海をを
ぢり。

一能沢社現

能澤寺村はあり祭神吹浦村と同神なり。
嘉永乙巳月八日氏子へ御子詔を奉せ社奉一
貞あり。

一観音寺破

觀音寺村はあり本次坐委すといく一人
某長十九年の辰と云佐佐木さん一破れあり。
齒によく通寺といふ禪寺なり東方家の著
控ふすて雲州の位解あり水月院尼兼前
にゆふ雲州大字阿闍梨大居士祐祇とあり。
年号月日をち傳の看經帳は天文二十

三年寛二月二日とあり、又波村の役人、
雲州の守れ、腰誠狀あり、慶ニ^{長二年}の略
秋九月氏秀書とあり、省經狀は天文二十
三年寛二月三日を記日とすと、縦誠狀の
年号月日大よ齟歛もり、後よ慶長十九甲
寅の年に記去きれ、を天文二十三年の寛
とちる家の傳説り、後記と先年口ひ傳りて
主教大社考に記し、五年ちふ寓
居の内或人の毛玉て雲州の守れ、書狀、
色を見るに行れし來て出雲と、あれども

手記書判印一、^ノ通の判、妻の字に
似たり又一色の判、義の字に似たり、今案
中に云州とり、^ノに二代ありて位牌
よあの字をかへり、^ノや阿闍梨の事、
大社考に記し、侍れを署え、少狀の文面曰
名無^ノ工、仍處取候^ノ中、^ノ機燈^ノ去
十五日^ノ下^ノ矣、^ノあれば方^ノ少^ノ候^ノ一^ノ候^ノ入
内^ノとは十九日^ノも^成、^ノは度^ノ写^ノ侍^ノ元^ノを^ノ有^ノ、
自^ノ將軍候^ノ御^ノ候^ノ之^ノ御^ノ候^ノ五^ノ月^ノ相^ノ候^ノ年
うめい^ノを日^ノ而^ノ能^ノて^ノ、^ノ後^ノ三^ノ月^ノ以^ノ降^ノある

東末月を度慶写御作奉て、御作付あると
大坂後は、うるお後の中は、うるお安生を
むる坂伊豆もて、京へはりて、御作被御付
御作譲云

十一月廿一日 東次出雲也

毛坂毛松後

尚くけ方車と外大馬に御作後下座毛
りあ下とと候くと候毛仕事とや御車
傳く毛えほさひーくゆりんとと毛くけ
も方仰合駕用と作下と來入ひ

とあり、羽毛ふき堂毛去地よ哉、若駒の
東大概あり毛詔を以て考るに、毛氏の祖文
暦附二十二歳の附か御より、私毛と上源毛
後、毛氏の御毛庫毛御毛の毛毛毛毛毛毛毛
セナヨテ、上源毛とあり、毛御の毛中毛に毛下毛
とあり、ハ千勝毛の毛、より、一千勝後毛御勝
と改称毛、毛於天下に毛勝毛りて、毛勝毛御
ハ移さり、とあれ、ハ、毛御毛毛毛毛毛毛毛
移され、とあれ、毛御毛の毛、毛毛毛毛毛毛毛
考れ毛御毛代物毛とあり、とや、他毛の

人より見ても、又三箭より下落ちまつへを
一々うち状あれたお駕へておまはりぢりれ
を贈も又中程船小牧川へを一々うち狀あり
被那の下に注もり民の事狀と小牧川氏の
の狀と吹浦村孫左衛門服よ傳へる年月と
同月

羽沼元又と毛木よ文禄二年甲午ニ好
閑白秀次公栗川陣ノ初萬弔九戸ヘ極久
左昂攻入附大名刑部少輔・石田治部少輔
吹浦と聲向あり、毛利上板嘉勝名代と
て

直に山城守義徳以下柱引の山城よも阵
して毛坂高崎川親善寺以下庄内千戸
館の一様を終め上板嘉勝の役内と成と
庄内奥神曰天正十九年辛卯七月栗川九戸
城を力戸御犯ち更政実達也柱引之有
七戸彦三郎久益弾轡大潟に毛板嘉勝(ホカ
を合を秀吉の下知よほりさむによりて三好
中納云秀次江戸大納云の先陣井伊直政
毛外堀尾伊藤毛の諸侯たゞよ詔をひく
前田利家上板嘉勝、誠後勢を庄内よあし

を庄内内地侍をお遣へて商約九戸（押つ
むる）とあり、案此よりに羽原紀より奥州陣を
文福二年といふに書よや。庄内地役は天正
十八年庚寅七月秀吉公の下りてかゝるを御地
長政石田三成大谷吉継をして奥羽を檢地
地となり、又一記す、大谷刑部上校系勝並
將の跡りよりて檢地とあり、一に糸勝庄内
よ追畠一地海那、耳糟佐後守を羽田の
協よ主田川郡、猪俣森彦を大津の協よ
勤て五郡の役あり、一とちく石田大谷檢地

の事を羽原紀より奥州陣と書り、一より
同記又こ書き曰く汝よ小笠原左全吉記事も
彼篠後ちとあくあら十又館の屋原連を立
てひいて武藏の一郡をせん事を興へ
種々に立板障焉にて和曉をしめ左見を立
ちく下署同十二書き三浦勢追郡の事下に庄
内侍よ海に至り御考きあれとの如き若だり
駿家の歎詔よさうりて毛負をゆけ地役れ
する者たを待立へ人役をあて彦取よそ

そありりる。且改是を見てあもれ勇士りも
大勢に引立てれ故也。一力ぢ。既に將
くやとくん被あり後れする方をを猶更
追撃を立てぬとんまくは、滿よ上級家乃
名士社ありりりやとく、是、も長年年の
事より諸況を集て考りに報をすの儀を
き、其家の臣下よて在内上級家へ渡りし
内、高勝の子小属一又高勝店因を立上
駕へ表とされし内又言上駕（属）一
も、山が宗佑の歴記よ報をす事はよあひて

白苏子を影毛と書て、咲花、か画面の名のけ
トを計るとりと益有あり、宗佑、立上級家所
由名氏と引合ひかえよて、油田の櫻代志村氏
おへ俳友の仰毛を一人有り、今案すりて
香通寺に立毛うの位牌よ毛尼而と毛
いち信私よ稱を一ト、毛の人に毛尼の
臣下、毛（毛や毛尼の、バヌ位う、上
昇進）、毛人見（毛の、吹浦村よ代毛と
毛、毛大社考に記一、毛れを置く、

市集村より、面裡重高^{香高}を祀り、其歌のあはよ

後陽成院の寺宇より、地主社あり、社參又人あり、小野何集工そ
うり、社祭月に十九石二斗又木二合地方田
九石ニ斗九木下安田村、同三十石七斗又木
一疊村、同一石八斗七木下星川村、同七斗一
木ハ今移町村、同六石五斗二木、同布目村
もあり。

一協滿大明神

立原村より、世人ニノミとひよ、吹滿村の

古元^ノ二王子とあり、元花例財神^ノの寶
号を唱るに、シロ滿と唱ふ由史^ノキノ滿と
別名云工山^ノ能^ノ御^ノ主^ノの事^ノ社より、け神を
名^ノしてキノ滿と稱^ス。予極もとに、多那^ノ能^ノ
あ方^ノある^ス。きよや因川郡ハ、廣^ノ木^ノ伊豆郡を
室て、多那^ノを以^フて、多那^ノ公國^ノ方^ノとひよあり。
是をみて、考れを古ハ神饌の内を、多那^ノ方^ノと
稱^ス。公廟を、公國^ノ方^ノと稱^ス。之故^ノ多那^ノ方^ノと云^ス。
協滿大明神の封戸^ノより、故^ノ多那^ノ方^ノと云^ス。
を弦^ノ歌の字に書^フする由^ノ、被村古國^ノ

トケ名は大較免筆吹おと稱すも因ありと
りふ人あり、神古也滿大明神へ封をされ
地より半町の脇りあらんる野村の西に
佐内村といふあり、星川又本村内村といふ至
徳右けきよし官人の居所ありて、城外ア
焉なる神を城滿と称し、又城地の内を城
の内と称し、一を後世城をふようち改名
すや、日下記を以てに城柵の二字併れしキ
と判也、本村内村よ、本村、龜塚村といふ二
名あり、案此に二名、が名すして本村

内とひづ、城滿よ封一ノ字也、す、
け村の西ハ、形田内村すにて、多岐本村内村
の也やあり、因公内村云因村といふ、小名有
三代実羅曰、五十七代、陽盛成天皇元度
己年二月、城滿大明神、後又位上、去
人今ニまと稱せり、左現お山うすり、
ミ平園、ニニ、その下に有也

一 形田内村

出羽は、必ずしも、本村也、を後孫今井又
三郎とて、本村もあり、今浦村の社祀、一曰

下字一

寛治年中八月左兵衛尉東山征伐之時城
勢高強、乃得勝。義家自知難能而被強大將
主大神、發有感應得討滅也。於是海軍之日
使侍臣須藤某あめ、奉仕干大物主大神。
後稱之曰留守殿ちく、あ天下平記二十又六
年出陣の事下に二件。首旗立馬しらぎとあり
け人けじんをめーめりよるや、赤燈あかとうをもつる
に二不_{アサシ}赤あか、内下向うちの事あり總余トト海
軍の衆下に可遂こし出羽國地檢いはぐに之由作お參
事じ、未却かを參さん。後地政小然申云地檢ちけん

下字一

写可い真間田ま之旨のぞ之張は引ひ之空そら、仍今
日のて行はひ件事趣所き被は遣け書しょ也や。又曰當主
檢酒けんしゅ之官かん可い被は倒た所し、地瓦ぢわ間田ま之事ことを警
聞きみ食く、並出羽陸奥者し依よ爲な夷い之の地度ぢど々々新
制せい除じゆ訖け偏へん守しゆ古風ふうふう更無む新儀い然者ぜん件けん間田
等とう何な被は停廢ていひ哉哉。有あ公田こうでん之外ほか間田ま者もの如ご年
來くわ不可い有あ相違さうり之の旨のぞ依よ鎌倉殿かまくらでん仰お執連せん如ご件けん

十月十四日

出羽留守所

秀因幡守

吹浦村の古記より六月十五日演生の神事
に留ち辰社も度をくわへ一弔あり又九月
又日矢禰馬よ美仕の事あり、貞運の記よ
祠官とりと古儀の話をひて云へどもり
古記にはるはとあり、舊社よ最もあり
申大社考よ紀え、ハ幡屋大ぬゑ神社へ奉
納へるち口とて今井家よあり、館の内に
大ぬゑ神社を勤修へり、も元金あり、一説
云はハ幡主ともり、利齒を淨政院といふ
口代以あゆゆ代へ吹浦を名前のか廢子よて

吉永が神職をすりへとを、二月初る日吹浦
村の社家を祥神子役を渡毛津波院を止
居と、今井家を神事、娘と毛利方の事
え文平中吉田氏より、上と様へじと上
ある事あり、今井家の傳曰、八幡及
安信を征伐の因大ぬゑ神社へ移し
ゆく事あり、一に靈應ありて城を亡へ
ぬ庫トある次吹浦村よありて高橋の賽し
卉花れ遠の店を立行ひに立てる。あ是
を極めて立ちゆきけ財大ぬゑ神社(岩井)

内ノ一弔を口言ひ出されられ大御神遙
色ゆへむニ歎くものいん事し御あと古りて
邪田目村は大御神社を勧請一ゝする社
あり事を嘆きてお刀をうに納めて三辰
御系をしげてよとめゆふとりよ、東禮を
御旧記ある考れをゑぢり、モヨの事と檢ひ
ちり人と見へたり、神事ハ此政のがうれ、
大社へ事仕ぬ徳の事あり、社紀ある坂井
を見今世の神祇の核よ斗心得侍り、大
ぢり徳あり、民庶に怨訴を吹て乍連る隣

要を毎ち歎は令きられ、事あ禮よ見
へたり、是ホの又義を以て至歎を考ぢる
事

羽源記十三卷曰吉津努退幕の事に元因
侍通すまことあり、又留中にあるの二都正
邪田目村が、がゑぢり、御あぢ、在佐山北
目村もあり、一とを今井藤（三上山御守本
より留守）（老いたる事狀あり、又因
田協代志村也、之主店の御老者を爲候す
慶長六年八月十二日所乘大槻ゆ（波え

より年貢皆済狀の因よる二石から半斗八斗吹
浦あり而神社に記載し曰一石一千六斗未あて矣而
馬鹿等付充とあり、之和八年庄内酒井家へお
渡え和九年伊豫檢地の記がある見出たよナ又
石二斗一本七合とすれりとモ寛永え子年
正組ありて乃ち方より吹浦を安家（安家
する云村ありて之後神社祭度七十六年）
水帳元和九年と水帳とともに改定上今被
村主ねむよりハ之孫ハ辛巳亥ノ月の水帳
檢地役人ニテ稿書を昂明石浦大寺代官ハ

浪若八萬石原勤左衛とあり、

一 禅教山梵照寺

新田町村にあり、ちひる十三石地新田村忌
不承無三年二月燒失、

一大月社

西院寺門田村より吹浦の勤達主と
大月、大ぬ志月山の墨種すり、至年領主
より堂社改めの役役人より大穀と字號し
とを古美を志す事なり、つ因古ハ門出と
書一とひふ、二月初子吹浦社家領海郡中、

内舜神子臣を渡せと齒村をみて門出とも
放よつ歟村とひふ神牛臣が有り大月神
社のあまて神子臣を祭せ村の西田畔乃
中よも吉野山とひふありも吉野山、吹浦村
の氣流王と齒村へ牛玉毛粉を引。

一政

右胡家より安人をもて政乃を引シをま
西の名すり、今ハ一チ村の名とすりあは
記も二チ村の記すり、太平記評判三十
民若を問候の系下にまか日代政也すり

と奸高ありてとちく又まもえ和記ア

秀忠公も岩川左三房政貞を立て境の政乃
ナリ、さる作骨もととあり、左小政事を
枕河の名すり、又まもえの女郎を稀トヒ
政乃といふ事もありまもえ和記大仏再興
の系下に秀吉寺社も經にて堺去一め
へを後室西面の禪尼の内斗シヒと一てと
ちく

齊明紀五年春三月遣阿倍臣

闕

率船師

一百八十艘討蝦夷國

ナ

阿倍臣簡集飽田

渟代二郡蝦夷三百四十一人其虜二十

一人津輕郡蝦夷一百十二人其虜四人
瞻振鉗蝦夷二十人於一所而大饗賜祿
瞻振鉗此云伊淳梨婆陸即以船一隻與五色綠帛祭彼
地神至肉入籠時間菟蝦夷瞻麻嵩菟穗
名二人進曰可以後方羊蹄爲政所肉入籠
梨姑問菟此云塗毗宇菟穗名此云宇保那
後方羊蹄此云斯利散之政所蓋蝦夷郡半隨瞻麻嵩
語遂置郡領而帰授道奧與越國司位二
階郡領與主政名一階此云之子

耿明ハニ十八代の帝ありけ附いよと出羽の

國号ちく號蝦夷と称一飽因渟代沫脰
小毛内あり津輕ハ今陸奥毛上属又は附
出羽因川・飽海空理あの名あらびニ代ニ空理
光孝天皇仁和元年の条下に秋田場中及
飽海郡とあり、葉毛に飽海空理の郡ハ
秋田より製別する地也、空理ハ今飽海秋
田支郡の中にある、因川郡ハ東一に毛よい
つりあととく先名出羽郡よりて誠後より
移るより地也、葉毛に
が今の飽海郡の地と秋田と称して大川を

吉川城の境と志々里よりや保日年紀の文書
よけホの事が明ぢぬ、唯推考の趣を記
して多考の因由を述べて、曇振鎌今モ而
を志々里、曇ハ元モ有リモた判也、祖ハモミ
ヨリテ農業あり王化ヨリ既にて農業の為小
祖を振るの心もア、大谷セ一而ハ何れの地
ヨリモ海ヨリモシホウリ、一地神と云何地
の神を振ルミタマヤ故モ志々里、同記ヨリ辛
亥に月の辛酉に鶴田津神とリア事あれハ、
地神と稱トリモレ神を振ルミタマヤ、祖トシ

秋田よ渡りア、あれども津と稱ナリア、
又彼地は大社名神ホギ、又るハ十神乃
乞乳の山とヘニ地也、(此平鹿山が二郡小
は名神ニキアレル山也)而て海也、(此一
隻と又名綿帛を以て彼地神を尊ム)とあ
き、(此神海川の事)ヨリ久シ事也、白
あり、(此夷山の地神)アレ、(中)カ一の神少
一ト或角の神と見リヘ、(此)當以二郡ノ名
神六社向れた田川郡の二社ハ海川の事に
あく、(此)海郡ちあひ月の二神ハ大社の

名神よりて吹浦より移走山社の意に海
川あり、社家の旧記よ、系行天皇御宇大

物忌神社當より現।

欽明天皇二十

五年も海山上より移走。平城天皇御宇
吹浦村へ遷ととあり。承明帝の代ハ蘇
は生。一ノ多賀。二ノ多の大社よりて二代ニ安豫
元年ニ年。の条下に先是右中辨薦位守。並
京朝臣保則の奏云。よけニ神自上古財方
有。應戰標音。亦驗とあれ。ハ承明紀。よ地神と
り。カハ吹浦。ちりとすか。度事に忍しきもん

びきとも根よ生えの祠を出とへきよ。行も
能鷦。小あ志神社の本社よりて名神」と
り。た小湾よりて大谷を引く。と地より
うも。案より。に大谷の地ハ今。の神浦。大河の
きぬ。や。は川。尚。玉。身。一。の。川。よ。そ。百。十。艘
の。船。船。を。あ。と。し。舟。一。と。く。り。か。へ。り。と。地
利を見。能。味。ふ。へ。至。半。よ。や。肉。入。瓮。、文。字
の。あ。と。く。よ。て。合。用。の。為。に。肉。を。瓮。よ。へ。て
終。ハ。ゆ。風。俗。ち。り。へ。一。問。堺。の。事。面。理。在
ゆ。の。事。年。か。後。方。羊。蹄。、搬。声。詔。獸。小

吏居ちるの称よ一とあはれハ列文字の公
主や、浦をまも味もある。へりれた経初の乃ふ
へ至りゆよ所も回紀の道を見ゆる。

神明天皇御宇乙未七月小拂下坂今那石
布連大山下津也吉洋連を使若と一
吳唐よをいさる。逢風よ遭ひてゆくを經湖
十月下旬東京よ立。天子問曰此等蝦夷
国有何方、使人謹答國有東北。天子問曰
蝦夷幾種、使人謹答類有三種遠若名都
加留。次若鹿蝦夷近名熟蝦夷。今此熟蝦

夷毎歲入貢本国之朝。天子問曰其國有
五穀、使人謹答無之食肉。内存活。天子問曰
國有屋舍、使人謹答無之深山之中止住
樹本。下署是ハ伊吉連情德。とりよ人少多。
夜よ情德事とりよと。肉入籠後方羊蹄木
の名あり。又よ引合をして考へて、熟蝦夷と
の名あり。古玉化よ陸アリさり先ハ耕業ある志
らに躬居する。完よ佐樹下を家と。一株
歎を殺一毛を委血を飲一あり。今も

軍利を浴ふの山東は田畠がくじ林よ入て
歎を繰り肉を食一はをゑて市よ齋^{イシ}を
人のえ渡^{スル}事^ハ御^{スル}あくに儀^ハをあこ^ト云
観^ハ鞍^ハ綱^ハ用^ハいを完^ハをあくも^ハを他^ハ
を後^ハ木^ハをあく草^ハをた^ハいて^レ巣^トモ^トゆ^ハ
海^トさと^リと^トを^ト肉^ハ入^ハ範^ト向^ハ菟^ト後^ハ方^ハ羊^ト蹄^ト
ホモ^ト而^ハ洋^リち^ムと^ヒ一^ト熟^ハ美^トの肉^トよ^トて
赤^ト明^ト記^トの政^トと^リあ^ハ今^の是^ト魯^トの政^トよ^トて
よ^ハや^リよ^ハ政^トの名^トあ^ハキ^トを^モり^ス、正^ト政^ト
ノ^ト政^トの上^ト首^トを^リか^フよ^ハね^アつ^トと^トう^トぬ

一

山形県立図書館



1-0324410-7